

（午前9時32分 開議）

議長（上田順康君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は32人で定足数に達しております。

議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上田順康君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において8番 栄林君、22番 阪本君、33番 森安君の3人を指名いたします。

#### 日程第2 報告第1号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市一般会計暫定予算）から、日程第17 報告第16号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市指定訪問看護事業会計暫定予算）までの16件

議長（上田順康君）日程第2 報告第1号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市一般会計暫定予算）から、日程第17 報告第16号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市指定訪問看護事業会計暫定予算）までの16件を一括議題といたします。

これより16件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようすで、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております報告第1号から報告第16号までの16件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。  
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより報告第1号から報告第16号までの16件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようすで、討論を終結いたします。

これより報告第1号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市一般会計暫定予算）から、報告第16号 専決処分事項の承認について（平成17年度橋本市指定訪問看護事業会計暫定予算）までの16件を一括して採決いたします。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、報告第1号から報告第16号までの16件については、承認することに決しました。

#### 日程第18 報告第17号 専決処分事項の承認について（橋本市役所の位置に関する条例外226件の条例の制定）

議長（上田順康君）日程第18 報告第17号  
専決処分事項の承認について（橋本市役所の  
位置に関する条例外226件の条例の制定）を  
議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）201ページ、橋本市職員  
の給与に関する条例の第15条の2、特殊勤務  
手当のところなんですけれども、この項につ  
きまして、第15条2の3行目、同項第2号の  
職員については、従事した日、1日につ  
き1,000円、これが500円から1,000円に変わっ  
ています。その次、同項第4号の職員につ  
いては、従事した日、1日につき700円、これが  
もともとは1月につき月額1万7,000円でし  
た。

このことについて、労働組合とのルールに  
おいては、労働協約を結んで、この条例にす  
るといいますか、それがもともとの労働組合  
との間のルールだと考えるんですけども、今  
回この項については、きのう現在でもまだ妥  
結していないというふうに伺っています。

こういう組合との間での話し合いが済んで  
いないにもかかわらず、専決処分したという  
ことについての説明をお願いいたします。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）ちょっと資料を持  
ち合わせておりませんが、合併に伴う組合と  
の特殊勤務手当の手当につきましては、旧町、  
旧市において労働組合と協議してきたところ  
でございます。

ということで、一部協議はしておりますけ  
れども、納得、了解したとまで至らんけど、  
聞き及んでおくという部分が特殊勤務手当で  
一部ございます。それ、クリーンセンターの  
手当だったと思いますけども、それ以外につ  
きましては労働組合とは合意に達してござい

ます。

ということで、一部そういう部分がありま  
すけれども、これはいかせてくださいという  
ことで、通告、通告という言い方悪いですけ  
ども、した中で上げらせていただいていると  
いうことでございまして、納得はしていませ  
んよと言われている部分が一部あるのは確か  
でございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）22番 阪本君。

22番（阪本久代君）やっぱり労働協約とい  
いますか、労働条件につきましては、やはり  
地方公務員法の55条でも、勤務条件は職員団  
体との団体交渉をする義務付けというのがあ  
りますし、また地方公営企業労働関係法7条  
で、賃金、権利、労働条件についてはすべて  
の団体交渉事項とし、労働協約で協定する  
というふうに決められています。

それにもかかわらず、要するにきっちりと  
了解を得ていない段階で出してくるというこ  
とは、明らかにこういう法律を無視したやり  
方であると考えます。

実際に、労働組合のほうからも3月10日付  
で職務執行者あてに申入書が出ていると思っ  
たんですが、こういう法律違反のことを強行し  
ていいのかどうかということについてお聞き  
いたします。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）その特殊勤務手  
当につきましては、旧高野口と旧橋本が、価  
格が異なっていた部分で、どうしても統一せ  
ないかんということでございます。そういう  
ことで、私ども強行するということがござ  
いませぬ。これはもう話は再三行っておりま  
す。行った中で、完全に了解とまでいかない  
状態の中で、私どもとしましてはこれでいか  
せてくださいということで通知しました中で  
行ったものでございまして、完全に納得した

ということではございませんけれども、協議は進めております。協議は進めた結果でございます。

ということで、そういう労働協約につきましては、無視していくという考え方、決してございません。とにかく話し合いはしていくという中で、どうしてもせざるを得ない部分については、そういうことで通知を行ったということでございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）同じ問題で確認をしておきたいんです。そういういわゆる違法行為といいますが、労働組合との間でしっかりと約束ができない分についても、行政はいわばこうしたいんだという考えがあったら、それはもう議会にかけて議会に判断してもらおうと、これはまずいんじゃないでしょうか。

私はまずいと思いますよ。やはりしっかりと労使間で話し合いをして、話が詰まった段階で議案として提案してくるというのが筋だと思うんですけれども、この点伺います。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）先ほど言いましたように、議会にこれは判断ゆだねておるわけではございません。執行者側として提案しているものでございます。そういうことで、これにつきましては無視したような状態ではございません。何回も何回も話した中で、合意が得られなかったという点がございます。そういうことで、ある一定の組合員も仕方ないなと言っている人もございます。そういうことで、これはこないさせていただきますよという最後の通知もいたしました。そういうことでやらせていただいているわけではございまして、無視してやっていくという考えではございません。

以上でございます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）合併という慌ただしい中での、そういう完全な合意に至らないものも出てきているということなんですが、私としてはしっかりと最後まで労使間で確約するというのが要ると思うんです。

今後の問題として、こういう違法行為とも言えるようなやり方というのは、断じて許されないとと思うんですよ。この点でしっかりとした答弁、求めておきたいと思います。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）何度も申しますように、労働協約とか、そういうものを無視したような状態で行っていく考えはございません。話し合いはして、つかない場合はそういうケースもありますけども、話し合いはしていくという考えでございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

31番 金山君。

31番（金山高弘君）942ページ、橋本市消防団の設置等に関する条例なんですけど、私も高野口町の消防委員会に所属しておりましたところ、団員の定年は65歳というふうになっておりました。それで、その上の2番の団員の資格みたいところで、意思堅固、身体強健ということで、火事場というのは大変危ないところでありますので、団員の定年は65歳、正副団長も65歳としてほしいと思います。

議長（上田順康君）消防署次長。

消防本部長（大西洋二君）この件につきましては、旧高野口町及び旧橋本市の調整の中で、消防団の副分団長以上の会議をとりまして、旧橋本については定年制はございませんでした。また、高野口町については、議員おっしゃられる65歳という定年がございました。

その中で、双方とも幹部の調整の中で、

県下的にも見まして、定年制を70歳として、副団長以上につきましては75歳ということで調整案として決めさせていただいたような形です。

これにつきましては、和歌山市等についても本市と同じということで調整させていただいたような形です。

以上です。

議長（上田順康君）31番 金山君。

31番（金山高弘君）そんな和歌山市のことは、僕は聞いていないんでね。確かに消防団の幹部に事後承諾という形で、そういう形で聞きました。聞きましたけど、それは事後承諾のような形であって、我々消防委員に何の相談もなかった。やはりこういうことは、消防委員会にも相談あるべきだと私は思います。だから、先ほども言うたように、火事場というのは大変危険で危ない。危ないところに70歳の人間を出動さすというのは、これはいかなもんかと僕は思います。そういうことで、もう少し考えて、この場で変えてもらうわけにはいかんのですか。

議長（上田順康君）消防次長。

消防本部次長（大西洋二君）消防委員会の相談につきましては、旧橋本市の消防委員会については案として提出しておりまして、そこでご相談申し上げました。

また、この定年制につきましては、高齢化社会という意味の中で、本市についても地域的なものも含めまして、どうしてもこれだけの定年、70歳という形の定年が必要になってこようかと思えます。

また、いろんな75歳ということにつきましては、やはり管理職的な立場として、それだけの対応をしていただくということで75歳までということで決めさせていただきました。

以上でございます。

議長（上田順康君）32番 井上君。

32番（井上勝彦君）今の答弁では非常に、橋本市の消防委員会と相談をして決めたということなんですが、合併時に高野口町にも消防委員会というのはありまして、双方が消防委員会の中で議案等、予算等についても、それぞれが消防委員会で今まで、それぞれの市町で取り組んできて、消防委員会というものをやっぱり重視してきたと思うんですが、今回はそれじゃ、あなたの答弁では、橋本の消防委員会と相談の上決めたということ、先ほど答弁されましたけど、それはちょっとおかしいん違いますか。なぜ高野口の消防委員会とも十分相談をして決めなかったんですか。橋本主導で決めたんですか。高野口町につきましては、もう定年65歳で、もう5年ぐらい前から65歳ということで、火災等々についてはあまり高齢者について危険が及ぼすということで、65歳定年制をしいておるわけなんですわ。ですから、そのことを十分、両消防委員会と協議の上で決めたんならよしいですけども、橋本市の消防委員会で決めたということは、非常に高野口の消防委員会というのを軽視しているんじゃないかと私は思うんですが、その点についてどうですか。

議長（上田順康君）消防長。

消防長（梶川英男君）消防団員の定年等につきましては、先ほど次長が申し上げましたとおり、橋本市においては定年制は導入してございませんでした。

しかしながら、橋本市のほうについても、市議会のほうから、以前からやはり定年制導入と意見等もございましたし、消防団員の活性化を図るためには、やはり消防団員の退職制度も導入の必要があるという認識のもと、今回旧高野口町との合併の際におきまして定年制を導入した次第でございます。

また、内容等につきましては、合併協議会におきまして種々検討を行いまして、橋本市

のほうにおいて、年齢層については、高野口は65歳ということも聞いておりましたですけども、橋本市は全国的に比べますと、消防団員の平均年齢が高うございます。そして65歳を導入しますと、やはりかなりの方が急激にやめていただくというような必要も生じたので、その辺についてはもう少し幅を持っていただきたいというような物の考え方で定年制の導入をした次第でございます。

それとは別に、先ほど次長言いましたとおり、和歌山市等の年齢も参考にいたしました。ベースについては橋本市はやはり高齢化が高いというような前提のもとで、橋本市においては70歳、それから正副団長については、政策的な決定事項等もありますので75歳というような物の考え方をいたしました。

また、この年齢等につきましても、今回合併の際の導入というような物の考え方をしておりまして、近い将来これが適切であるのか、現場活動を有しておりますので、やはり引き下げ等についても今後検討する必要があるかと認識しております。

また、手続き等につきましては、うちのほうで合併協議会において種々関係する部局とも調整の上、決定した次第でありますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

議長（上田順康君）32番 井上君。

32番（井上勝彦君）私の聞くところによりますと、この決定した事項については、消防団の団長以下何名かで、橋本市は要するに交渉というんですか、65歳定年制をお話ししましたけど、橋本市が要するにそのことについては同意してくれなかったということも聞いておりますが、それでそのときに消防委員会を持って、両方の、双方の消防委員会を持ちまして、消防委員会というのがありますので、そこで十分話し合いして、やっぱり決めるべきですねということで、それからそのままに

なって、消防委員会持たなくて、ずっとこのまま、この条例出てきたわけなんですけど、この条例につきましても、私自身はやはり今後検討していく課題であるということも、今ご答弁の中でなされておりますので、検討しなければならないもんが、今ここで出してくるということもちょっとおかしいと思いますけども、そういう高野口と要するに橋本市の場合は、まだ消防については十分一本化されていないので、その点につきましては私も理解できます。

それで、伊都消と橋本消防局とのそういう関係でこれから一本化していくということに進んでいくと思うんですが、そういう中で十分検討をして、そしてでき得ればだいたい65歳ぐらいが、そういうほかの公務というんですか、そういうものはやっぱり70でも75歳でも元気でさえあればどんどんやってもらえると思うんですが、消防につきましては、そういうやっぱり労働というんですか、そういう危険な、今、金山議員も言われたように、非常にまさかのときはやっぱりそういう高層ビルとか、あるいは山間部、そういうところに行ったときに、やっぱりそういうものも十分考慮した上、今後一本化をするときに見直しというんですか、そういったことも考えていくように、近い将来、そのことをご提言申し上げます。今回私はこのことについては、もういったん決めたことだから、私自身はそこまで変えよということまでは言いませんけども、十分検討していただくように、そのことだけ申し入れをしておきたいと、このように思います。

議長（上田順康君）この際、当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（中山哲次君）恐れ入ります。1点、お手元にお配りさせていただきました議

案書の中で、印刷ミスがございました。大変申しわけございません。おわび申し上げます。恐れ入りますけれども、訂正方、よろしく願いたいと思います。

お手元に配付させていただいております正誤表のとおりで、案件につきましては、報告第24号、71ページでございます。議案書の中では73ページ。恐れ入ります。議案書の73ページ、上から4行目でございます。

訂正後は合っておるんですが、訂正前のところで橋本市公告式条例、平成18年橋本市条例第13号となっております。これは正しくは「第3号」が正しく、「13号」は誤りでございます。恐れ入ります。

それから、新旧対照表の1ページにつきましても、新旧欄の新しい欄、「13号」となっておりますが、「3号」に訂正方よろしく願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼しました。

議長（上田順康君）どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

19番 上垣内君。

19番（上垣内裕一君）78ページの集会所設置及び管理条例についてお尋ねをしたいと思うんですが、この中で営利を目的とする場合の使用料という形の中で、1,050円という形の使用料が設定されておるんですが、これは通常かと思うんですが、冬場とか夏場の冷暖房を使用した場合、非常に多額の電気料金が必要であるというふうに聞いておりますので、このだけということでありまして、普通の会館等でありまして、高野口の産業文化会館等でも、平常時の使用料と夏場冬場の暖房冷房を使用する場合は、特別、別途料金というそういう条項が入っております。これでいきますと、管理の補助金といいますか、管理費について地元ということで人口で何軒から何軒

まで何万という、そういう補助金ありますけれども、そういう形の多く使用された場合に、地元負担がかかってくるのではないかなという、そういう思いがしますんで、夏場冬場のそういう冷暖房使用時にはいくらという、別途そういう使用料の設定は必要であるのではないかなという思いがするんですが、その点、当局の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（上田順康君）19番 上垣内君。

19番（上垣内裕一君）質問については、ちょっと熟読していなかったということで撤回をさせていただきます。ご迷惑をおかけしました。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

14番 中西峰雄君。

14番（中西峰雄君）ページ数は、同じく78ページの集会所設置及び管理条例でございます。

これはせんだっての説明会のときにもおただしさせていただきまして、説明受けておるんですが、その際には、質問の要旨といいますと、集会所は旧の橋本市の場合は、区の所有管理ということになってございます。高野口町の、今上がっております集会所になりますと、公の施設ということになってきまして、所有も新橋本市、そして管理も新橋本市ということになろうかなというふうに思いますね。

それで、旧の橋本市と旧高野口町との集会所の取り扱いの異同をどうしていくんかと、どうするんかという、ただしをさせていただきました際に、橋本市の取り扱いに統一していくというお答えをいただいておりますが、それでいいのかどうかという確認と、そして橋本市の例に統一していくということにつきまして、これは地元、旧の高野口町、変わるの旧の高野口町の集会所の取り扱いが変わることになりますから、旧の高野口町の区民

の方々、町民の方々に、きちんとその説明が  
おりにしているのか、おりにないのか、あるい  
は同意をいただいているのか、いただいで  
ないのか。橋本市の例に統一するという答弁  
の中で、それではスケジュールと申しますか、  
工程表と申しますかの中で、どういう手順、  
期間、期限を考えておられるのか、というこ  
とについてお尋ねいたします。それ1点です。

もう一点は、橋本市の給与条例でございま  
す。ページ数は191ページお願いいたします。

191ページの給与条例で、ちょっとお待ちく  
ださいね、給料表ありまして、この給与条例  
の210ページお願いいたします。210ページで、  
給与の調整ということがございます。ここで、  
新給料表も載せていただいているわけですが  
れども、旧の橋本市、旧の高野口町の職員の  
給与には格差がございます。ございましたし、  
ございます。それにつきまして、この一本化  
するについて、どういう統一の仕方をされた  
んか。つまり給与表の運用につきまして、  
高野口町と旧の橋本市では取り扱いが異なっ  
ていたと思います。つまり何年たてば、採用  
何年で、高卒で採用されて何年たてば何級の  
何号に上がっていくという、そういう取り扱  
いが違っていたんですね。その際に、この給  
料表一本化のせかえる際に、どういう運用基  
準に基づいて見直しをしてのせかえていかれ  
たんかということについて、説明を願います。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）お答えをさせてい  
ただきます。

議員ご指摘のとおり、確かに合併協議会の中  
では橋本市の例に倣うということで進んで  
きております。

実績を申し上げますと、今現在、旧の高野  
口町では既にもう13カ所が町直営の管理の集  
会所でございます。今現在も工事中と申しま  
すか、集会所もあるわけでございます。ちなみ

に旧の橋本市では、市直営の集会所につきま  
しては3カ所ございます、それ以外は、橋本  
市の地区集会所建設及び管理運営補助金交付  
要綱に基づきまして、新築なり改修なり、管  
理運営費の費用については、各自治会へ区所  
有の集会所に対しては補助金の要綱をもちま  
して補助させていただいておると申すのが現  
状でございます。

ご質問の部分でございますけれども、私自  
身も総務部担当させていただきまして、とり  
あえず今現在の田原、応其等の集会所の現場  
も見させていただきました。

ただ、現実的にはやはり長い歴史、経過の  
中での旧の高野口町、旧の橋本市の行政のや  
り方が異なっておりますので、この部分につ  
きましては、今現在のところ統一された段階  
までは至っておらないのが現状です。努力は  
させていただいたんですが、今現在は統一さ  
れていないということで、今後当然新橋本市  
になりましたので、早急に統一していく必要  
があるということで、今後地元区長をはじめ、  
内部的に現場も確認し、早急に説明もしてい  
く必要があるというふうに考えております。

また当然、ある程度住民の方々のご理解、  
ご協力もいただかないといけない非常に難し  
い部分もあるかと考えておりますので、今現  
時点で統一されておらないので、非常に申し  
わけなく思っておりますが、早急に対応させ  
ていただいて、統一化に向けて進んでいき  
たいと思います。

以上です。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）旧高野口町職員の  
給与と橋本市職員の給与でございますけども、  
これにつきましては給料表そのものが違いま  
す。そういうことで、参事級、部長級につ  
きましては、高野口から来られた方の格付によ  
ってしておりますけれども、各橋本市の給料

に当てはめていくわけでございますけれども、その当てはめについては、高野口のそのまま、現在当てはめてございます。ということで4月から2カ年ないし3カ年をかけて是正していくという形で考えてございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

14番（中西峰雄君）集会所条例につきまして、再度質問させていただきます。

これも質問といたしますが、確認でございますけれども、現在のところは高野口町民の方には全然おりていないというふうなことでよろしいんですね。

それと、公有財産を地縁団体に払い下げていくときの法的な問題点があるかと思うんですけども、その辺がどうなのか。

それと、これ理解がないとなかなか、合併協議の中ではそういう橋本市の例に統一していくということになっていても、住民の方の理解がないと、なかなか進んでいかんと思うんですけども、それでもやはり一つのまちなりましてんで、いつまでも格差を放置しておくというわけにもいきませんから、ある程度の目安としての、行政として達成したいと考えている時期というものがあろうかなと、なけりゃおかしいなと思うんですけども、それはあれば教えていただきたいし、めどがないですというなら、ないでも結構ですんで、とりあえず目標だけあるんかないんかね。

よくそういうことを合意してあっても、実際実現するとなると、いつかできるやろうかいというのは行政の体質ですんで、それでは困るなということでございます。

それと、給料表につきましてですけども、今の段階では高野口町の給与そのままのせかえるということですけども、実際には4月からといっても、もう3月ですんで、もう目と鼻の先、指呼の間でございます。その指呼の

間に給料の取り扱いにつきまして、具体的にどういうふうに統一されていくんかという一定の基準、当然お持ちであろうと思いますんで、そのお持ちの基準をお示しいただきたいなと思います。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）本来、橋本市の給料表にのせるということでございますので、橋本市の初任給、昇格、その基準によって、基づいて高野口職員の全部履歴に基づいて、転がし直すというんですかな、そういうことをする作業が必要になってきょうかと思いません。

そういうことに基づきまして、一定の現在の給料が安い方々ということが出てきます。そういうことに、その格差について3年間かけてやっていくということでございます。

ということで、橋本市は1年ほど前にちょうど新給料表に変えた是正期間でもございます。そこへ高野口町との差額がある部分については是正していくと、そういう中で、これまだしていませんけども、4月から人事院勧告、どないしていくかということもございまして、三つの是正というんですか、そういうものを重ねていかならんような状況でございますので、基本的には橋本市の給料運用に基づいて、皆洗い直していくという言い方悪いですけども、転がし直しをして、その差額の大きい部分については3年ほどかかるし、少ない分については単年度ででき上がっていくというような形で、3カ年ほどかけて是正していくような形でございます。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）まず、1点目の住民におりていないのではないかというご質問ですけども、住民の方々にまではおりておりません。自治会の会長には、今ご質問いただいているような内容につきましては、以前

からご相談はさせていただいておるという状況でございます。

それから、公有財産払い下げで法的に問題はないのかというおたがでございませうけれども、法的には手続きを、問題なく手続きを了しているというふうに考えておりますが、当然大事なことでございませうので、私自身も自ら再度過去の分にも確認をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、めど、目安、どう考えておるのかということでございませうけれども、当然平成18年度の予算との関連もございませうので、最長でもやはり今年中には何とか方向付けを出さなければならないというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

11番 辻本君。

11番（辻本 勉君）ただ今の中西議員の質問と関連するんですけども、給料条例につきましては、これは理解はできるんですけども、實際のところ、やはり旧高野口町の職員の賃金と旧橋本市の職員の賃金の差というんですか、ひずみというんですか、格差というんですか、どういったらいいんですか、どちらが上か下か、ちょっと私も理解できないんですけども、その辺につきまして、やはり議会にきちっと提示をしていただきたいなと思ひます。そしたら、やはりポイント賃金を出していただいて、その中に、全体比較すると大変難しい分もありますけども、やはりポイント、ポイントの賃金比較を出していただいて、これだけの差異があるんやということを出していただいて、そんな中で新しい賃金表に基づいて是正をしていくということが、やはり議会としても当然のことでありませうので、その辺をお願いしたいと思ひますけども。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）あえて秘密でする

部分じゃございませうので、議会のほうにできるだけ出していきたいというふうに考えてございませうので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

33番 森安君。

33番（森安欣吾君）先ほどの集会所の件なんですけど、以前に本会議を開く前、説明会したんですね。きょうは本会議なんで、出てきてる質問については正確な答弁をしておきませうと議事録に残りますんで、後々それでいいんかどうか検証されて答弁されているんかどうかということ、ちょっとお聞ひしたいんです。

というのは、集会所にしましても、公有財産払い下げで、現実できることないと思ひます。受け皿の区は、ちゃんと法的に法人格になってなかったら、どこへだれが買ひ受けするんか。だから、明確な答弁をお願ひしておきたいというのは、だから訂正なさるんであれば、休憩をとった後検討されて、正確な答弁を、一つ一つ聞いていますと、給与表についても、あと言質を押さえられて、これは議事録に残るんですよ。だから、その前にお互いに説明会をしてやったのか。きょうは本会議なんですよ。そのとおりでできないような答弁したら困りますよ。きょう、何となしにこれだけの件数を承認をするという前提条件で進んでいるんですけども、その前提条件で、たまたま質問が出てきたら、明確な答弁を言っても、一応もういっぺん、今まで朝から答弁されたもの検証しておいてください。ほんまに行けるような答弁してなかったら、言うた、言わんになってきて、実行できへんことやっぱり言わんことやないですか。一つの例ですよ。ですから、今まで聞いておったら、全部できないようなことを、やりますとか、これはやっぱりだめですよ。できないのであれば、

できない。

それから、もし給与のことで違うて、労働組合との協定、この議決が最高なんか、法律のほうが上なんかどうか、訴訟されたときにたえられる答弁されておるんかどうか、これも一つですよ。訴訟されたときに、たえられるんですか、法律に違反しておって、市が。専決処分。だから、ちゃんと答弁するときに、心配なことは検証して答弁してください。これは一つのお願いです、質問というよりも。何のためにきょう本会議開いているかわからんでしょう。何のために説明会開いてきたかわからんでしょう。よろしく願いしておきます。ほんまにそうと違いますか。

議長（上田順康君）答弁は。

33番（森安欣吾君）答弁、要りません、これは。だから、ちゃんと検証して答弁してくださいよ。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております報告第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

22番（阪本久代君）今、出されました226件の条例のうち、特に橋本市国民健康保険税条例と橋本市介護保険条例について、反対の立場で討論を行います。

この二つの条例につきましては、合併時に国保税額並びに介護保険料を決定することになっていました。したがって、実際の税額や保険料が出されてきたのは、今度のこの条例が初めてです。

国民健康保険税につきましては、介護納付金分の引き上げであります。介護給付費のうち、31%を40歳から64歳までの第2号被保険者が負担することになっており、介護給付が増えれば、介護保険料が増えます。6年間据え置きされていまして、引き上げはやむを得ないとも言えますが、引き上げ幅が大きく、国保税を納める市民にとっては、医療分も介護納付金分も一緒に世帯ごとに納付をいたしますので、40歳以上の加入者のいる世帯にとっては大幅な引き上げになります。

また、介護保険料も旧橋本市民にとっては約3割増し、旧高野口町民にとっては約5割増しとなります。長引く不況、また増税の中、ますます市民の暮らしを圧迫することになりますので、承認することはできません。

以上、反対討論といたします。

議長（上田順康君）討論する方、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第17号 専決処分事項の承認について（橋本市役所の位置に関する条例外226件の条例の制定）を採決いたします。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、報告第17号は、承認することに決しました。

この際、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

(午前10時45分 再開)

議長(上田順康君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

**日程第19 報告第18号 専決処分事項の承認について(橋本市指定金融機関の指定)から、日程第25 報告第24号 専決処分事項の承認について(橋本市土地開発公社定款の一部を改正する定款)までの7件**

議長(上田順康君)日程第19 報告第18号 専決処分事項の承認について(橋本市指定金融機関の指定) から、日程第25 報告第24号 専決処分事項の承認について(橋本市土地開発公社定款の一部を改正する定款) までの7件を一括議題といたします。

これより7件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番(阪本久代君)報告第23号 和歌山地方税回収機構規約について質問を行います。

第6条の構成議員は、関係市町村の長の中から互選するところ、質問いたします。

なお、きのうの一般質問で松浦議員が、「わかさ寮」の組合議会のことで質問されましたけれども、長ばかりで議会を構成されています。それでいろいろな矛盾とか問題が出てきているわけですけれども、今度の回収機構についても、議員はすべて長がする、互選してなるということで、一つは具体的に互選するとなっていますけど、30市町村のうち、どういう決め方で7人が選ばれていくのかということと、それと構成議員の中に長だけではなくて、住民の代表を入れることができなかつたのかという2点について質問いたします。

議長(上田順康君)総務部長。

総務部長(中山哲次君)その部分につきましては、当然今、規約の中では議員ご質問のとりの議会の組織なり選挙なり等々のつておるわけでございますけども、その2点につきまして、詳しくはまだ今後4月1日に設立をいたしまして、その中で7人の中から互選方法等々、選び方なり運営の仕方も含めまして議論されていきますので、きょうの段階で詳しくはちょっと手元では判断いたしかねますし、今後の4月1日以降の議会条例等も含めまして、検討されることになっておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長(上田順康君)22番 阪本君。

22番(阪本久代君)4月1日以降にと、どこがそれを決めていかれるんですか。まだ、詳しくは決まっていないということなんですけれども。

議長(上田順康君)総務部長。

総務部長(中山哲次君)お答えします。

管理者等の選任方法はどのように行うかというようなご質問でございますけれども、選任方法につきましては、市長会、町村会とも調整をしながら、今後検討していく予定でありますということで、県のほうからも聞いております。

以上です。

議長(上田順康君)ほかにありませんか。

22番 阪本君。

22番(阪本久代君)答弁もれ。

議長(上田順康君)22番 阪本君。

22番(阪本久代君)済みません。もう一つの長ばかりから議員を選んでいるというふうになっているけれども、この住民代表とかを入れることができなかつたのかということについての答弁をお願いいたします。

議長(上田順康君)総務部長。

総務部長(中山哲次君)済みません、ちょ

っとお時間をいただきたいと思います。あとでご報告、ご説明させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております報告第18号から報告第24号までの7件については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、報告第18号から報告第24号までの7件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

23番 富岡君。

〔23番（富岡清彦君）登壇〕

23番（富岡清彦君）日程第24 報告第23号和歌山地方税回収機構規約の制定に反対の立場から討論を行います。

この地方税回収機構の設立には、幾つかの問題があります。参加自治体は、いわゆる悪質滞納者リストと関連資料を地方税回収機構に提出します。この時点で、税の徴収事務は一部事務組合である地方税回収機構に移管されます。市町村の徴収義務から外れます。そうならば、自治体は移管した方々の納税相談に乗れないだけでなく、移管した事務に対して意見を述べることもできなくなります。

全国で、地方税回収機構を設置しているのは茨城県と三重県で、和歌山県は3番目の事例となります。三重県では、税の督促に応じない事案が回収機構に移管され、財産調査に基づく差し押さえや、強引な回収が行われて

います。その結果、商売人や業者の方々の生命線となっている売掛金や生命保険が差し押さえの対象となり、生命保険強制解約ケースも数十件にのぼっています。これでは市民の生活実態を考慮しないで、地方税の回収を最優先するものであり、地方公共団体が税金の強力な取り立て屋になることを意味します。

しかも、和歌山地方税回収機構は、国保税を徴収事務に加える全国初の事例となります。国民健康保険税は、市民の命と健康に直結する税であり、強制的な取り立ては極めて深刻な人権侵害と健康破壊を引き起こす可能性をはらむものです。

地方自治体は、住民生活全般を視野に入れ、住民の福祉の向上のために数多くの施策をもって運営されています。納税相談から生活全般の相談に移行し、福祉の制度が適用されたり、納税相談そのものが、自治体内のさまざまなセクションの連携による対応となるケースも数多く存在します。

地方税回収機構は、全くそのような視点が含まれず、税の回収のみが目的です。これは、債権管理機構に移管された債権が不良債権扱いされ、数多くの中小企業を経営破綻に追い込んだ事例と重なるものです。

さらに、地方税回収機構の組合は、わずか7人の市町村長で構成されます。ここには、納税者の代表である市民は一切含まれません。これは、制度としてはバランスを著しく欠くものです。

地方税回収機構が市民の不服申請を受けとめ、公平な審査を行うためには、市民の権利を守る立場に立った代表を含む第三者機関の設置が必要です。こういう制度的な保証を持たない地方税回収機構は、数多くの問題を引き起こさざるを得ないと思えます。

以上、反対討論とします。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、報告第18号 専決処分事項の承認について（橋本市指定金融機関の指定）から、報告第24号 専決処分事項の承認について（橋本市土地開発公社定款の一部を改正する定款）までの7件を一括して採決いたします。

本件は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、報告第18号から報告第24号までの7件については承認することに決しました。